

鳥取縣公報

昭和十七年十二月一日
第千三百八十九號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次抄録

● 縣令	一頁
● 軍事扶助法施行細則中改正	一頁
● 訓令	一頁
● 軍事扶助事務取扱手續中改正	一頁
● 告示	一頁
● 石材販賣價格	四頁
● 製麵加工賃	五頁
● 青果物配給統制計畫	六頁
● 糶摺加工賃	六頁
● 縣會議員補選選舉運動費用精算	九頁
● 理髮料、結髮料	九頁
● 彙報	一〇頁
● 大東亞戰爭第一周年記念行事並に運動	一〇頁
● 十二月の常會徹底事項	一三頁
● 物資不足の折柄濫りに厨芥を出すな	一四頁
● 軍用兎の飼ひ方	一五頁
● 國債の消化は國家の急務	一六頁

縣令

鳥取縣令第七十五號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條第一項中「住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スベシ」ヲ

「住所地ノ地方事務所長又ハ市長ニ申請スベシ」ニ、同條第二項中「前項ニ依リ出願スベシ」ヲ「前二項ノ規定ニ依リ申請スベシ」

ニ改メ、同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依ル申請ハ町村ニ住所ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ住所ノ町村長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第二條第一項中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「願書」ヲ「申請書」ニ、「第二號様式ノ扶助調書ヲ作成シテ」ヲ「第二號様式ニ

00276

依り扶助調書ヲ作成シ」ニ、「速ニ知事ニ」ヲ「直ニ地方事務所長ニ」ニ、「同條第二項中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「前條ノ出願」ヲ「前條ノ申請」ニ、「知事」ヲ「地方事務所長」ニ改ム

第三條中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「知事」ヲ「地方事務所長」ニ改ム

第四條第二項及第五條第二項ヲ削ル

第六條第一項中「生活扶助費ヲ含ミ」及「ノ限度」ヲ削リ、同條第二項ヲ削ル

第七條第一項中「生活扶助費ヲ含ミ」ヲ削リ、同條第二項ヲ削ル

七條ノ二 生活扶助、醫療、助産又ハ生業扶助ノ爲支出スル費用ニシテ第四條乃至第七條ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ地方事務所長又ハ市長ハ知事ノ承認ヲ受ケ之ヲ實費ト爲スコトヲ得

第八條第一項中「住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スベシ」ヲ「住所地ノ地方事務所長又ハ市長ニ申請スベシ」ニ、同條第二項中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「前項ノ願書」ヲ「前項ノ申請書」ニ、「知事」ヲ「地方事務所長」ニ、「市町村長ハ速ニ知事ニ」ヲ「町村長ハ直ニ地方事務所長ニ」ニ改メ同條第一項ノ次ニハノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依ル申請ハ町村ニ住所ヲ有スル者死亡シタル場合ニ在リテハ其ノ住所地ノ町村長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第八條ノ二 地方事務所長又ハ市長ハ扶助ノ程度及方法ノ決定ヲ爲シタルトキハ第二號様式ニ準ズル扶助調書ヲ添附シ直ニ知事ニ報告スベシ

地方事務所長又ハ市長扶助ノ取消、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スベシ

第九條中「市町村長ハ第四號様式」ヲ「市長ハ第四號様式、町村長ハ第五號様式」ニ改ム

第十條中「願書」ヲ「申請書」ニ、「出願人」ヲ「申請者」ニ、「住所地（住所移轉ノ場合ハ舊住所地）市町村長ヲ經テ知事」ヲ「住所地（住所移轉ノ場合ハ舊住所地）ノ地方事務所長又ハ市長」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前記ノ規程ニ依ル届出ハ町村ニ住所ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ住所地ノ町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十一條中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「知事」ヲ「地方事務所長」ニ改メ「廢止若ハ停止」ノ前ニ「取消」ヲ加フ

第十二條ヲ削ル

第十三條中「軍事扶助法」ノ前ニ「町村ニ住所ヲ有スル者ニシテ」

00277

加ヘ「内務大臣」ヲ「知事」ニ、「市町村長」ヲ「町村長」ニ改ム様式ヲ左ノ通改ム

第一號様式

軍事扶助申請

扶助ヲ	本籍		住	所	氏名	生年月日	職業及勤先	扶助ノ種類ニ關スル希望	トスル者	受ケン	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵トノ續柄	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵	申請ノ事由
	本籍	住											
													(法第五條ニ依ル生活スルコト困難ニ陥リタル事由ヲ詳記スルコト)

00278

右ノ通ニ付扶助被成下度候也

年 月 日

申請者 世帯主又ハ之ニ代ルベキ者

何 某

地方事務所長 宛

備考

- 一、本様式ハ扶助ヲ受ケントスル者二人以上アル場合ノ様式ナリ故ニ扶助ヲ受ケントスル者一人ナル場合ハ申請者ハ本人又ハ法定代理人トス
- 二、「所屬部隊又ハ鎮守府」ノ欄ハ傷病兵ニ在リテハ傷病ニ依リ兵役ヲ免ゼラレタル當時ノ部隊又ハ鎮守府ヲ記載スルモノトス
- 三、醫療ヲ受ケントスル場合ハ(一)病名(二)主要症狀(三)治療ニ至ル迄ノ見込日數(四)入院要否並ニ期間(五)醫療費見込點數ヲ記載シタル軍事扶助法ニヨル醫療扶助診斷書ヲ添附シ尙現ニ醫療ヲ受ケツ、アラバ其ノ狀況ヲ記載スルコト
- 四、助産ヲ受ケントスル場合ハ醫師又ハ産婆ノ證明書並助産ノ爲ニ要スル經費見積書ヲ添附スルコト
- 五、生業扶助ヲ要スル場合ハ(一)生業費明細書(二)收支見積書(三)事業計畫書ヲ添附スルコト

軍事扶助調書

住所	本籍	扶助申請人姓名

00279

種別	本人及全世界ノ資産	全世帯員ノ状況	第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵		兵種官等		健康状態	法第八條乃至第十一條ノ事項	
			年 月 日	入 營 又 ハ 應 召	級	氏 名		備 考	

本人及全世界ノ資産	
家屋棟数	
宅地坪数	
畑坪数	
山林其他	
有価証券	
以上見積價格	
圓	

總收入見積額 (一ヶ年分)	
生活費見積額 (一ヶ年分)	
純收入	
氏名	
種別	
數量	
單價	
所要金額	

田自(小)作	同裏作	畑自(小)作	同裏作	春蠶	秋蠶	商業收入	日儲收入	副業收入	何々	計	生活費見積額ニ對ス 収入不足見込額
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	年額
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓 一日當
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	備
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	考
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

扶助ノ種類程度方法 ニ關スル意見	種類	程度	方法
	扶助決定事項	一日給與額	錢
參考事項	右之通ニ候也	給與期間	年 月 日ヨリ
		年 月 日	町 市長 何 某
調査者職氏名印	市 町 村 長 何 某		

勞働能力ノ程度ハ男一人前ヲ一、〇女一人前ヲ、セトシ他ハ之ニ準ズルコト健康狀態ハ上、中、下トシ下ニ付テハ備考欄へ具體的ニ示スコト

備 考

知 事 地方事務所長 宛

第三號様式 軍事扶助法ニ依ル埋葬費給與申請

00282

由事請申	費葬埋	者		死	於死亡者ノ生前ニ 類ケル扶助ノ種 月日並扶助指令年 番號
		氏名	住所	本籍	
	金	年月日生	氏名	住所	法第五條ノ下士官兵又ハ 傷病兵トノ續柄
	圓		死亡年月日	埋葬年月日	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ官等級及氏名
	內				
	何何何				
	々々々				
	何何何				
	程程程				

右之通ニ付埋葬費給與被成下度死亡診斷書相添ヘ此段申請候也

年 月 日

住 所

申請者(死亡者ト關係ノ續) 何 某 印

地方事務所長 宛

市長 宛

備考 埋葬費支出ニ關スル證據ノ類ヲ添付スルコト

鳥取縣公報 第千三百八十九號 昭和十七年十二月一日 (第三種郵便物認可) 八

00283

第四號様式

昭 和 十 七 年 十 二 月 一 日	被 扶 助 者										申請人	
	考 備 計										氏 名	住 所
年 度											市	市
月 四											町	町
月 五											番 地	番 地
月 六											氏 名	
月 七												
月 八												
月 九	令 番 號	指 年 月 日	申 年 月 日	扶 助 開 始 年 月 日	種 扶 助 類	法 第 一 條 區 分	死 亡 年 月 日	役 免 除 年 月 日	入 營 年 月 日	軍 人 年 月 日	該 當 守 府 區 鎮	五 條 第 一 項 氏 名
月 十	受 第 號	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	生 活 扶 助	下 士 官 兵 ノ 家 族	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	隊 部	
月 十 一	號	日	日	日							級 階	
月 十 二	止 事 由	慶 日 年 月	二 昭 和 年 月 日	一 昭 和 年 月 日	次 扶 助 變 更 年 月 日	扶 助 金 額 一 日 金	大 金	小 金				
月 一		昭 和 年 月 日			同 上 事 由		圓	圓				
月 二	考	備			同 上 金 額		錢 也	錢 也				
月 三			一 日 金	一 日 金								

鳥取縣公報 第千三百八十九號 昭和十七年十二月一日 (第三種郵便物認可) 九

法第五條ノ下 士官兵又ハ傷		徵收年		兵種官等級		病兵	
入營又ハ應召 年月日		所屬部隊又ハ 守府		死役免除除職病 年月日		所屬部隊又ハ 守府	
本籍		氏名		年		月	
日生		年		月		日	

第五號樣式				軍事扶助臺帳			
帶世員		全人		助者		被扶人	
至自		至自		至自		至自	
年		年		年		年	
月		月		月		月	
日		日		日		日	
處手注藥人		處手注藥人		處手注藥人		處手注藥人	

收入合計金額		支出合計金額		昭 和 年 度 十 月 四 日		昭 和 年 度 十 月 四 日		昭 和 年 度 十 月 四 日	
進達		1		2		昭 和 年 度 十 月 五 日		昭 和 年 度 十 月 五 日	
查定		1		2		昭 和 年 度 十 月 六 日		昭 和 年 度 十 月 六 日	
收入支出差引不足額				1		昭 和 年 度 十 月 七 日		昭 和 年 度 十 月 七 日	
				2		昭 和 年 度 十 月 八 日		昭 和 年 度 十 月 八 日	
						昭 和 年 度 十 月 九 日		昭 和 年 度 十 月 九 日	
						昭 和 年 度 十 月 十 日		昭 和 年 度 十 月 十 日	
						昭 和 年 度 十 月 十 一 日		昭 和 年 度 十 月 十 一 日	
						昭 和 年 度 十 月 十 二 日		昭 和 年 度 十 月 十 二 日	
						昭 和 年 度 十 月 十 三 日		昭 和 年 度 十 月 十 三 日	

備考		給與日額		授護人員		活臨時者		生業		埋葬		助産		區分給與金摘要	
		錢		人											

00286

扶助申請者	住所		職業並 扶助ノ申請 年月日 並ニ開始 年月日 扶助ノ種類 程度及方法	扶助ノ廢止停止 及ハ變更ノ事由	備考
	本籍	住			
被扶助者ノ 氏名	下士官兵又 ハ傷病兵ト 續柄ト				
年月日生					
年月日生					
年月日生					
年月日生					
年月日生					
記 事					

00287

訓 令

鳥取縣訓令甲第三十二號

昭和十二年七月一日鳥取縣訓令甲第二號軍事扶助事務取扱手續中
左ノ通告改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第一條中「助産終了後十日以内ニ」ノ次ニ「町村長ハ地方事務所
長ハ市長ハ」ヲ加フ

第二條中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「知事」ヲ「地方事務所
長」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

市長ニ於テ埋葬ヲ行ヒタルトキハ前項ニ依ル埋葬費請求書ハ知
事ニ提出スベシ

第三條中「市町村長」ヲ「町村長」ニ、「知事」ヲ「地方事務所

長」ニ改メ

第四條中「シ其ノ旨知事ニ報告」ヲ削ル

第五條 町村長ハ生業扶助セラレタル者給與金受領後十日以内ニ
證憑書寫ヲ徴シ第四號様式ノ生業扶助狀況報告書ニ添附シ速ニ地
方事務所長ニ送附スベシ

第三號様式ヲ左ノ通告メ第四號様式ヲ左ノ通知フ

第三號様式

軍事扶助埋葬費請求書

一金

也

但シ何年何月何日死亡シタル被扶助者何郡何町(何村)

何某ノ埋葬ニ要シタル何々費

内 譯

金何

程 何々

金何

程 何々

右請求候也

年 月 日

知 事

宛

町 村 長

備考 埋葬費支出ニ關スル請求書又ハ領收書其ノ他ノ證憑書類
ヲ添附スルコト

00288

第四號様式

生業扶助狀況報告書

本籍地

住所

扶助者何之誰父(又ハ母等)何之誰

生業扶助金使用 狀況	生業扶助
	圓
就業狀況及 參考事項	

右及報告候也

年 月 日

町 村 長

地方事務所長殿

告示

鳥取縣告示第七百四十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 上北條石工組合

(ロ) 地區 東伯郡上北條村一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於テ石材ノ採掘ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

(イ) 額

00289

小田山石(石垣石ヲ除ク)東伯郡上北條村産安山岩

一、普通ノモノ(特殊モノ以外ノモノ)一立方尺ニ付全面張廻シ仕上ノモノ(赤石ヲ除ク) 二、〇〇圓

同 其ノ他ノモノ 一、五〇圓

右ハ一箇ノ石五立方尺以下ノモノ、價格トシ一立方尺迄ヲ増ス毎ニ石價格ノ一割増トス(但シ一立方尺ニ付五圓ヲ超ユルコトヲ得ズ)

二、特殊モノ

一立方尺未満ノ石及厚ガ幅ノ三分ノ一以下ノ板石

一立方尺ニ付 三、五〇圓

三、本表價格ハ採石場最寄車道端渡價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年十二月一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百五十號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣製麵工業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於ケル麵類製造業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

(イ) 額

製麵(玉うどん)加工賃

單位 最高加工賃

00290

小麥粉一貫ニ付製麵(玉うどん)

出來上り重量二貫八百匁渡シ

〇、五〇

右加工賃ハ小麥粉一貫ノ提供ヲ受ケテ之ヲ四〇玉乃至五〇玉ノ製麵(玉うどん)ト爲ス最高加工賃ニシテ小麥粉以外ノ材料原料等ヲ含ミタルモノ

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年十二月一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可加工賃及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第七百五十一號

青果物配給統制規則第四條並ニ第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會長ニ對シ其ノ大根(春)、白葱、南瓜(第二期)ノ出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第七百五十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル粗摺最高加工賃左ノ通指定ス

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

粗摺最高加工賃

品 種 別 單 位 加工賃

水稻 粗 自己ノ店舗又ハ工場者ハ之ニ準 一俵正味量 二四

ズル場所ニ於テ粗摺ヲ爲スモノ 玄米拾六貫 二四

加工ヲ受クル者ノ要求スル場所 同 二六

ニ移動シテ粗摺ヲ爲スモノ 同 二九

自己ノ店舗又ハ工場者ハ之ニ準 同 二九

ズル場所ニ於テ粗摺ヲ爲スモノ 同 三二

加工ヲ受クル者ノ要求スル場所 同 三一

ニ移動シテ粗摺ヲ爲スモノ 同 三一

陸稻 粗 加工ヲ受クル者ノ要求スル場所 同 三一

ニ移動シテ粗摺ヲ爲スモノ 同 三一

附 記 一 容量ニ依ルモノニ付テハ玄米四斗ヲ以テ拾六貫トス

二 左記町村區域内ニ於テ加工ヲ受クル者ノ要求スル場所ニ移動シテ粗摺ヲ爲スモノニ付テハ本表加工賃ニ貳錢以内ノ額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

岩美郡 大茅村 小田村 蒲生村 東村

00291

八頭郡 上私郡村 若櫻町 池田村 大ノ村 西郷村 散岐村

佐治村 社村 智頭町 山郷村

氣高郡 神戶村 明治村 小鷲河村 勝部村 日置村

東伯郡 竹田村 小鹿村 矢送村 南谷村 山守村 北谷村

高城村 榮村 古布庄村 上郷村

西伯郡 大山村 東長田村 上長田村

日野郡 入郷村 日光村 米澤村 二部村 江尾村 神奈川村

根雨町 日野村 黒坂町 日野上村 大宮村 阿昆縁

村 山上村 多里村 福榮村 石見村

◆鳥取縣告示第七百五十三號

蠶絲生產費調査指導員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託解囑年月日 擔當事務 執務場所 官職位勳功 氏 名

昭和十七年十一月十三日囑託 蠶絲生產費 鳥取縣廳 地方技師 前田 義治

昭和十七年九月十五日解囑 同 同 地方農林 藤田 瑾太

◆鳥取縣告示第七百五十四號

繭絲調査指導員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託解囑年月日 擔當事務 執務場所 官職位勳功 氏 名

昭和十七年十一月十三日囑託 繭絲調査 鳥取縣廳 地方技師 前田 義治

昭和十七年九月十五日解囑 同 同 地方農林 藤田 瑾太

◆鳥取縣告示第七百五十五號

産婆登錄名簿者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣西伯郡崎津村大字度津一四〇六番地

住所 同 上 昭和十七年十一月九日登錄 第八七四號登錄

渡 邊 か ゝ 明治五年十一月十三日生

鳥取縣告示第七百五十六號

產婆名簿者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣岩美郡大茅村大字雨漕四〇五番地

住所 同 上

昭和十七年十一月十七日 登録
第 八 七 七 號

太田 三重子

大正十年四月五日生

大正八年三月十八日生

本籍 鳥取縣米子市内町一五八番地

住所 東伯郡赤碕町大字赤碕一一四九番地ノ一

昭和十七年十一月十四日 登録
第 八 七 六 號

木山美 登利

明治四十五年七月五日生

鳥取縣告示第七百五十八號

產婆登錄名簿訂正並取消者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 岩美郡倉田村大字國安七三番地

新住所 東伯郡由良町大字由良宿一二〇二番地

昭和十七年十一月二日轉住ニ依リ同月九日付名簿訂正方出願同月

十八日訂正

野田たみゑ

住所 東伯郡由良町大字由良宿一一七七番地

昭和十七年九月十五日廢業ニ依リ名簿取消願出十一月十八日取消

道祖尾ます

00292

00293

鳥取縣告示第七百五十九號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 東伯郡下北條村大字下神一九三番地

新住所 同 郡高城村大字上福田四八二番地

昭和十七年十一月三日轉住ニ依リ同月十日付名簿訂正方出願同月

十三日訂正

日 置 徳 子

前住所 氣高郡寶木村大字寶木八二六番地ノ四

新住所 同 郡正條村大字勝見五四番地ノ二 田中敏夫方

昭和十七年十一月一日轉住ニ依リ同月七日付名簿訂正方出願同月

十三日訂正

安藤 富美恵

本籍 鳥取縣入頭郡智頭町大字木原一九五番地

住所 氣高郡明治村大字松上一三一番地

昭和十七年十一月十四日 登録
第 八 七 五 號

佐々喜久江

鳥取縣告示第七百六十號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 東伯郡下北條村大字下神一九三番地

新住所 同 郡高城村大字上福田四八二番地

昭和十七年十一月三日轉住ニ依リ同月十日付名簿訂正方出願同月

十三日訂正

日 置 徳 子

前住所 氣高郡寶木村大字寶木八二六番地ノ四

新住所 同 郡正條村大字勝見五四番地ノ二 田中敏夫方

昭和十七年十一月一日轉住ニ依リ同月七日付名簿訂正方出願同月

十三日訂正

安藤 富美恵

鳥取縣告示第七百六十一號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 米子市角盤町三丁目一〇番地

新住所 米子市錦町二丁目一一六番地

昭和十七年十月一日轉住ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ同月二十二

日訂正

金田 五子

鳥取縣告示第七百六十二號

昭和十七年十一月十二日執行入頭郡縣會議員補選選舉ニ於テ議員

候補者ノ要シタル選舉運動費用ノ精算額左記ノ通選舉事務長ヨリ

届出タリ

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00294

記

一 支出シタル金額ナシ

◆鳥取縣告示第七百六十二號

昭和十七年十一月十二日執行入頭郡縣會議員補選選舉ニ於ケル選舉事務長ヨリ届出タル選舉運動費用ノ精算届書ヲ閱覽ニ供スベキ場所左ノ通定ム

昭和十七年十二月一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣警察部警察部長書記室

彙報

大東亞戰爭第一周年

記念行事並に運動

自十二月五日 七日間
至十二月十一日

大東亞戰爭第一周年記念日を迎へるに當り、國民をして各人の脚下を省み、大詔發換當初の感激を新にし、戰爭完遂の決意を強固ならしめる爲、來る十二月五日より同十一日に至る七日間に於て大東亞戰爭第一周年行事並に運動を實施することになつたが、これが爲には國民をして徒らなる安易感を是正し、今次戰爭の規模形態に對應して終局の勝利を得んが爲に敵國破摧の敵愾心を強化し、愈々戰意を昂揚して敵身而努力を必要とする所以を認識せしめ、單なる御祭騒ぎに止めることなく、戰爭完遂の決意を表現する各種實踐運動を本行事に關聯せしめることとし、且つ本記念行事實に當つては特に増産を阻害し、又は濫費を濫費し、或は

00295

防空に慮を生ぜしめぬやう留意することになつてゐる。

而してこの行事期間中、大詔奉戴の十二月八日を中心として概ね前三日間は戰爭第一年の戦果に對應して脚下を照顧する反省自肅の行事期間とし、八日當日は嚴肅なる儀禮行事と多彩なる啓發行事を主として行ひ、後三日間は戰爭第二年に邁進すべき強力なる發足の行事期間とすることになつてゐるのであつて、その行事並に運動の要項を記すと大要次の如くである。

(一) 一般行事

- 1、國旗掲揚 十二月八日各戸掲揚
- 2、默禱記念 十二月八日午前十一時五十九分より正午まで全國一齊。この間通行人・電車・自動車も行進停止。
- 3、大詔奉讀 官公衙・學校・團體・工場等は奉讀式舉行、その他一般國民は當日正午より放送による奉讀式を行ふ。
- 4、祈願祭 全國各神社にて執行、各團體代表者はなるべく參列し、一般國民も努めて同日中に參拜すること。
- 5、慰靈祭 寺院・教會にても祈願祭を行ふことを得。各寺院教會にて當日執行

開戦一周年記念戦争生活確立運動

日より七日まで、大政黨賛會に於て主催實施。

- 7、開戦一周年記念戦力強化運動 主として十二月九日より十一日に至る間國民貯蓄強化運動・増産強化運動・防空強化運動・學徒報國運動を實施す。實施は大政黨賛會・統制會其他關係方面主体となる。
- 8、開戦一周年記念軍人援護運動 大政黨賛會・軍人援護會・統後奉公會等に於て主催實施、なるべく町内會・部落會・隣組又は職場を單位とし、その出身軍人を對象として實施せしめるやう指導。

(二) 中央に於ける行事

文書・集會・放送・映畫・演劇・展覽會・音樂等により實施す。地方に於ける行事

(三) 備考

- 1、期間中の前後各三日間を通じて酒食の節約に努め、これによつて十二月八日各戸の神前に献すべき神饌を豊ならしめること。
- 2、期間中に警戒警報の發令があつても、情況が許せば

屋外並に夜間の行事以外は中止せず、但し空襲警報
發令の場合は直に中止すること。

戦力を強化し

戦争生活に徹せよ

十二月の常會徹底事項

来る十二月八日は、昨年の同日不遜米英に對して畏くも宣戰の大詔を換發あらせられた歴史的な日である。此の一年間皇軍は陸に、海に、空に赫々たる大戦果を挙げ、銃後亦凡ゆる生産戦に、或は貯蓄戦に不斷の努力を續け、長期戦に耐える態勢を整へて此處に意義深い大東亞戰爭第一周年を迎へたのである。

我々は此の記念日を迎へるに當り、昨年の十二月八日のあの感激を新にし、銘々の足下をしつかりと踏み固め、國內亦戰場なりとの心構へを以て、どんなことがあつても敵を打倒さねば止まぬ不屈の闘志を燃やしつゝ一億の力を協せ、此の戦争をあくまで勝ち抜く決意を固めなければならぬ。

依つて十二月の常會徹底事項は大東亞戰爭第一周年記念日を迎

へるに當つての記念行事の周知、及び戦力の強化、戦争生活確立の三項に重點が置かれることとなつたので、各部落會、町内會、並に隣保班等に於ては、右の事項徹底に努められるやう切望する次第である。

一、十二月八日の行事について

(一) 當日は早朝から午後五時まで各戸一齊に國旗を掲げませう。

(二) 當日は午前十一時五十九分から正午まで全國民一齊に祈念を捧げませう。

(三) 當日正午からラヂオによつて大詔奉讀が行はれますからなるべく隣組毎に集つて、この放送を謹んで聴きませう

(四) 當日には各神社で祈願祭が行はれますから、町内會、部落會、隣組等の代表者はなるべくこれに參列し、一般の方も努めて神社に參拜し必勝祈願を致しませう。

なほ寺院、教會等でも祈願祭や慰靈祭が行はれます。

二、戦力の強化について

(一) 十二月だけで「五十億貯蓄」を達成しませう。

戦力の強化はまづ貯蓄です。

昨年はその感激の日から月末までに「三十億貯蓄」をやりとげ、見事に目標額の百七十億を達成したので、す。

本年は昨年以上に頑張つて是非とも、十二月中には「五十億貯蓄」をやり遂げ、本年の目標額二百三十億の達成に努めませう。

本年の上半期は百九億で目標の半額に達しませんからこの不振を一舉に挽回しませう。

(イ) 大東亞戰爭一周年記念貯蓄として十二月中は、特に「五十億貯蓄」の達成に協力しませう。

(ハ)(ロ) 國民貯蓄組合へは全國民漏れなく加入しませう。

賞與や歳末の臨時収入は出来るだけ貯蓄や公債消化にふり向けませう。

(ニ) 生活の切詰や、贈答、遊興の廢止によつて貯蓄を増す工夫を致しませう。

(三) 増産に懸命の努力を致しませう。

米英は老大な生産力をたのんで反撃の時期を狙つてゐます。國防、造船に關係のある工場、鑛山その他各種の事業場に働く方々や食糧増産に働く方々は、一人一人が敵の數人に當る戦闘力を以て敵の生産力に打ち勝ちませう。

(三) 空の護りを固めませう。
國土防衛は私どもに與へられた尊い任務です。

常に防空への備へを固め、防空資材の整備や點檢を怠らぬや

うまをつけませう。
またなるべく附近の防空監視隊の慰問激勵等を行つてその御苦勞に感謝しませう。

三、戦争生活の實踐について

(一) 町内會や隣組を通じて配給消費を適正化しませう。
今度全國の都市の町内會には實情に應じて消費經濟部が設けられ、其の下に小賣業者と消費者とが配給について互に相談し合ふ配給協議會が設けられることになりました。

國內も戰場です。お互は戦友です。消費者も自分本位の態度をすて、町内會や隣組を通じて進んで配給と消費の適正化に協力し戦争生活の基礎を益々固めませう。

(イ) 消費者と業者とは互に戦友愛で結び合ひ明朗な配給の秩序を樹て闇取引、不正の情實販賣や買漁りなどを絶滅しませう。

(ハ)(ロ) 切符制や登録制の圓滑な配給に協力しませう
隣組の共同買出しで輪番制などを定め隣組の工夫で出来る限り買物行列を解消しませう。

(ニ) まだ家庭生活には無駄があります。お互の協力で戦争に相應しい消費の合理化を圖りませう。

(三) 軍人援護を強化しませう。

00298

自分達の町内會、部落會、隣組から出征されてゐる兵隊さんに慰問文や慰問袋を怠らず送り遺族、家族の慰問や手傳ひも致しませう。

英靈の墓碑を常に清掃し墓參も缺かさぬやうにさせよう。

(三) 戦時下の輸送力強化に協力させよう。
戦時資材や生活必需品の輸送を少しでも多くするために、この際遊びや急がぬ旅行は絶対に止め、託送荷物も極力自制止ませう。

附記

今月は今年最後の常會です。お互に常會の一年間を省みて改めるべき點は速かに改めるやうに致しませう。

物資不足の折柄

蓋りに厨芥を出すな

―また出た厨芥で養豚を―

最近に於ける都市厨芥の實情は、其の量の増加と共に、使用可能な食糧の混入廢棄は尙ほ甚しいものがある。

然るに之が厨芥の減量は、物資不足の時^トに於て、其の活用

に依つて國民生活を直接強化するのみならず、健康都市の建設上極めて肝要である。又之が利用に依る養豚は、國民の榮養維持上に食糧増産上極めて重要である。

依つて厚生省・農林省・内務省・文部省・大政翼賛會・大日本翼賛壯年團では、帝國農會・帝國畜産會・農業報國聯盟・大日本婦人會・大日本青少年團・全日本厨芥利用協會等の協力の下に「厨芥減量及び厨芥利用の國民運動」を展開し、以て戦時下國民生活の強化に資することとなつた。

而して實行主体は市町村・部落會・町内會・農會・農事實行組合・畜産組合・養豚組合等であつて、次のやうな要項に基いて全國的に本運動を實施するものであるから、切に各位の實踐を希望する次第である。

一、厨芥減量運動

1、食品材料完全使用の徹底を期すること

イ、食品に對して勿体ないの觀念に徹すること

ロ、調理には材料の完全使用をなすこと、例へば芋類、林檎等の皮、大根の葉皮、小魚類の頭及び骨等をも使用する

こと

ハ、學童、女學生等に食品完全使用の精神に徹せしめること

ニ、町内會及び隣保班の區域に婦人會の督勵員を置くこと

2、塵芥分類の徹底を圖ること

イ、市は塵芥の分類並に厨芥の減量について實地指導を行ふこと

ロ、町内會は塵芥分別減量について懇切な指導を行ひ、特に厨芥中に危険物等飼料に不適當なもの、混入防止の督勵をなすこと

二、厨芥利用運動

1、蒐集及び配給

イ、市では厨芥を確實周到に蒐集し、之を農會、農事實行組合、養豚組合等に引渡すこと

ロ、市は縣と連絡の上農村側の協力を緊密ならしめるため、無料配給又は從來支拂つた清掃費の一部を農業團體に支給する等適當な方法を講ずること

ハ、市は厨芥利用の啓蒙のため、直營又は委託に依つて厨芥養豚を實行すること

ニ、市は市郊外に厨芥養豚地區を設けて蔬菜の自給計畫に資すること

ホ、市は直營又は委託に依つて仔豚の増殖を行ひ、厨芥養豚家に之を配給すること

ヘ、厨芥養豚の食肉配給に當つては、其の都市への還元を考

慮すること

2、協力事項

イ、食肉統制會社は地方下部機構を強化して其の機能を發揮せしめ、生豚の蒐荷方法を實情に即して考慮し、生豚取引として即金拂とすること

ロ、仔豚の増殖を圖るため、價格を實情に即するやう考慮すること

ハ、養豚の悪疫豫防のため、市は定期に洩れなく無料の豫防注射を勵行すること

三、陣頭指揮

厨芥の利用並に減量の運動に付ては、市首脳部は率先挺身して陣頭指揮に當ること

× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
軍用兎の飼ひ方

軍用兎増殖の必要なことに付ては曩に記したので、今回は之が軍用兎の飼ひ方に付て其の概略を記すこととする。

一、飼育箱

一頭の場合は林檎箱か密柑箱のやうな空箱を用意し、上下左

00299

00300

右後は板張の儘とし、前面は竹の簀の子として一端に出入口を五寸位の中で拵へるのである。床も底板から一寸位の高さに簀の子張とすれば、糞尿が下に落ちて何時も清潔が保たれる

二、仔兎の入手法

市町村農會に依頼すれば手に入れることが出来る

三、飼ひ方

餌は野菜屑、甘藷蔓、屑芋、野草等大抵のものは好んで食べるが、冬の餌としては大根、野草、野菜等を乾燥して貯藏して置けばよい。給餌は一日に二、三回規則正しく與へるのである

尙ほ兎の取扱は靜かに叮嚀に、箱は何時も清潔にし、雨露に濡れた草、微の生じたもの、腐つたもの等は與へてはいけない

四、成兎の販賣法

生後六ヶ月から八ヶ月経つて体重が七、八百匁以上になれば軍用として充分な毛皮が得られる。賣るのは十一月から翌年四月までの間が最もよく、其の際は農會の定めた日に定められた場所に行けば、農會員立會の下に兎の目方を量り、政府の定めた最高の價格で買ひ取つて貰へることになつてゐる。

五、價格

買ふ時の仔兎は一頭六十錢から一圓位であるが、成兎になつて賣る場合は七百匁以上で百匁が三十五錢、七百匁未満のもの

は百匁三十二錢で買ひ取つて貰へる。

國債の消化は刻下の急務

賣出は

國債十二月七日—二十三日
債券十二月七日—一月十五日

十二月期の國債は十二月七日より二十三日まで、戰時債券は十二月七日より明年一月十五日までの間、郵便局並に日本勸業銀行に於て賣出されることとなつた。之が消化目標額は近く現物と共に各市町村に割當送付せられることになつてゐるが、本年度貯蓄目標額二百三十億達成は十二月の成績に俟つところ頗る大であつて、上半期に於ける國民貯蓄の不良な成績を挽回するのは實に十二月の成績如何にかゝつてゐるので、之が圓滑な消化を圖るは時局下いよゝ喫緊の要務である。

依つて農家に於ては稻作の豊穰に鑑み、米の賣却代金等に依つて是非割當られた額を消化し、特に隣保班に於ては各隣保に割當られた消化額の完全消化に一層努力して所期の成果を擧げられんことを切望する次第である。

昭和十七年十二月一日印刷
昭和十七年十二月一日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所